

第2章 整備の方針

旧沼津御用邸苑地の本質的な価値の保存と顕在化、関連する文化的資源の活用、地域に根ざした保存と活用、地域づくりやまちづくりにおける位置づけ等を明確にするため、「保存活用計画」を踏まえて整備方針を設定する。

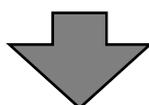
第1節 旧沼津御用邸苑地の将来像

「保存活用計画」では、保存の基本方針、活用の基本方針、整備の基本方針を定め、旧沼津御用邸苑地整備の基本的考え方が示されている。これらを踏まえて、旧沼津御用邸苑地の将来のあり方を示す指針となる「将来像」について整理する。

■ 本質的価値（継承していく価値）
◆近代以前からの松林の優れた風致 [適切な維持管理による松林の保全・育成]
◆旧沼津御用邸苑地の広大な敷地に展開する多様な眺望景観 [松林の保全及び海岸護岸の嵩上げを前提]
◆明治期に建てられた貴重な御用邸建築を備えた名勝地 [旧御用邸時代の建物の保存・活用]



□ 新たな価値
◇歴史・文化の情報発信 [HP等の様々な媒体を活用した御用邸の歴史や文化の情報発信、御用邸の理解を深めるための回遊ルートの設定や案内表示の整備]
◇地域住民等との連携 [地域住民等との協働による旧沼津御用邸苑地の保全・活用]
◇子どもたちの学習環境の創出 [分かりやすい案内表示、校外学習の場としての活用、イベント会場等の様々な利活用]
◇観光資源としての活用 [様々な観光資源とのネットワーク形成、ガーデンツーリズムによる広域連携]



[旧沼津御用邸苑地の将来像]
『近代の御用邸の営みを思い描ける地域に開かれた旧沼津御用邸苑地』
～旧沼津御用邸苑地の価値の継承と新たな価値の創出～

第2節 整備の方針

「保存活用計画」で設定した4つの「整備の基本方針」を具現化する、整備の基本的考え方となる方針を、「保存活用計画」のそれぞれの整備の基本方針に対応する形で設定する。

第1項 松林の保全をするための整備方針

- 現況のクロマツの位置、本数、樹高、胸高直径等を把握するため、毎木調査を実施し、クロマツの育成環境の保全や眺望景観の確保のために維持管理を行っていく「クロマツ林管理計画」を作成する。
- クロマツ林管理計画においては、クロマツ林の管理重点ゾーンに対して立木密度等について検討し、必要に応じて除間伐または補植を行うための事業計画を作成する。
- 旧沼津御用邸苑地内のクロマツ林内のアジサイ等の園芸的な灌木等は除去を進めると共に、富栄養化を防ぐための落葉かきなどを実施し適正な林床を確保する。



[クロマツ林毎木調査状況]

第2項 眺望景観を保全するための整備方針

(1) 通景眺望

- 松林越しに見る富士山の眺望や防空壕上部の樹間から見る駿河湾の眺望などについては、クロマツ林管理計画を基に、除間伐や補植によるクロマツの育成環境の保全や眺望景観の確保のための維持管理を行うことにより、現況の優れた眺望景観を維持していくとともに、立木密度に応じた除間伐等により、駿河湾や牛臥山の眺望の確保等のさらに良好な眺望景観を確保する。
- クロマツ林管理計画により、必要に応じて除間伐、補植を行う際には、通景に配慮する。特に、防空壕上部などの展望地を整備するとともに、眺望を確保する。
- 樹間から旧御用邸時代の建造物を見通す景観を確保する。

※通景のためにクロマツを伐採する場合には、松林の保全・育成に充分配慮することとし、クロマツの生育等に支障をきたす恐れがある場合は伐採を行わない。



[本邸エリアの松林（中央に牛臥山が松陰に見える]※保存活用計画より



[クロマツの倒木により通景が確保された例（中央は牛臥山）]



[防空壕より駿河湾を望む]



[防空壕上部への階段]

(2) 海岸眺望

- 海浜エリアにおいては、津波対策として防潮堤の嵩上げ工事が予定されており、防潮堤の高さが高いところで現在の位置より 1.9 メートル程度高くなることから、現状の眺望景観に変化が生じることとなる。このため、引き続き旧沼津御用邸苑地側から眺める駿河湾への眺望景観を確保するため、旧沼津御用邸苑地側から利用できる展望地を整備する。
- 防潮堤の旧沼津御用邸苑地側の法面については、景観に配慮した覆土及び芝張りによる整備とする。
- 海岸に隣接する松林の保全、海岸部の芝地の活用（高台眺望展望地の整備等）、景観配慮型進入防止柵の設置等、嵩上げ工事と連続した海岸眺望景観づくりを行う。



[西附属邸エリア海岸部 松林・芝地]



[本邸エリア海岸部 松林・芝地]



[西附属邸エリア海岸部 松林・芝地]



[本邸エリア海岸部 松林・芝地]

第3項 御用邸時代の建造物・構造物を保存するための整備方針

(1) 安全性確保

- 西附属邸に代表される御用邸時代の建物は、耐震性能が確認されておらず、また、屋外消火栓は設置されているものの、スプリンクラーは設置されていないなど、安全性に課題を持っている。耐震診断・耐震化工事の実施や防火対策強化等について検討し、利用者の安全性を確保する。



[西附属邸に設置されている消火栓]

(2) 利便性向上

- 西附属邸は車いすでの利用ができない状況にある。障害のある人や高齢者が安全に利用できるように、スロープ設置の可能性等について検討するとともに、旧沼津御用邸苑地内のトイレの更新にあたっては誰でも使える多目的トイレの設置を検討し、利用者の利便性を確保する。



[西附属邸出入口]



[西附属邸内の段差]

(3) 快適性向上

- 現在の建造物は、夏暑く、冬寒い状況にあり、快適に見学できる施設とは言い難い。建設当時の姿との調和に留意しながら、エアコン等の設置の可能性について検討し、利用者の快適性を確保する。

(4) 計画的な修復

- 定期的な劣化調査や日常点検により、計画的に修復等を実施し、建造物の長寿命化を図る。
- 御用邸時代の構造物についても、定期的な劣化調査や日常点検を実施し、必要に応じて適切な修復等を行う。

第4項 旧沼津御用邸苑地を活用するための整備方針

(1) ルート設定等による魅力の向上

- 現状、多くの観光客等は西附属邸を見学の後、他の旧沼津御用邸苑地を見学することなく帰る人々が多く見受けられる。旧沼津御用邸苑地全体を多くの人に見学してもらうため、旧沼津御用邸苑地全体を回遊する「ルートの設定」、子どもから高齢者、障害のある人にも分かりやすい各旧沼津御用邸苑地内資源の「案内表示の設置」、市内や市周辺観光資源と連携した「情報のネットワーク化」を図り、魅力の向上を図る。

(2) 旧沼津御用邸苑地の景観に調和するトイレ・案内板等への更新

- 現在、トイレ、東屋、ベンチ等の利用者へのサービス施設が立地しているが、老朽化が進んでいる。これらについては、松林と御用邸時代の建造物が織りなす、旧沼津御用邸苑地の景観に調和した材質・デザイン等で更新する。

[既存の東屋]



[西附属邸エリアの東屋]



[旧本邸エリアの東屋]

[既存のベンチ]



[石製]



[木製+鋼製]



[木製]



[木製]



[木製]



[木製+鋼製]

- 現状の案内表示は、老朽化したものや仮設的なものも設置されている。また、必要と考えられる場所に設置されていないなどの状況もある。これらについては、既存の案内表示と一連性を確保された形で更新・新設を行っていく。

[既存の案内板]



[左：公園全体案内(鋼製)
右：イベント案内(木製)]



[公園全体案内(木製)]



[東附属邸案内(木製)]



[茶室案内(木製)]



[植樹記念案内
(石製)]



[防空壕案内(石製)]



[展望地案内(木製)]

[既存の導標]



[各施設への導標(鋼製)]



[車椅子利用者に対する導標(木製)]



[各施設への導標(木製)]



[各施設への導標(木製)]

[既存の制札]



[進入防止等(木製)]



[ペットともに利用する際の禁止事項(木製)]



[喫煙禁止(木製)]

(3) 新たな利用の促進

- 新たな旧沼津御用邸苑地の利活用方策として、子どもたちの学習の場としての利用を促進する。環境や歴史文化を学ぶ校外学習の場として、また、放課後や休日等に気軽に学習（自習）ができる空間として開放する。（東附属邸を対象）

(4) 旧沼津御用邸苑地と調和した遊歩道の整備

- 遊歩道は、海岸とエントランスエリアを繋ぐ通路として、市民等が日常的に利用している。将来、遊歩道を更新する際は、既存のモルタル石張りや花壇を見直し、御用邸として使用されていた時代の姿を彷彿とさせ、また旧沼津御用邸苑地の景観と調和したデザインによる整備を行い、名勝としての価値を高める。



[地域住民等により植栽された草花]